

○長岡市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として長岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は、委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 専門的及び具体的な事項を調査審議するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(長岡市青少年問題協議会条例の廃止)

2 長岡市青少年問題協議会条例（昭和40年長岡市条例第25号）は、廃止する。

○長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

平成26年3月31日

教育委員会規則第2号

改正 平成28年3月31日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市子ども・子育て会議条例（平成26年長岡市条例第5号）第7条の規定に基づき、長岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 子ども・子育て会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見等の聴取)

第3条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第4条 部会の委員は、委員のうちから長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指名する者で構成する。ただし、必要があると認めるときは、教育委員会は、委員以外の者を部会の委員に委嘱することができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議への報告)

第6条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子ども・子育て会議の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めることのほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。